

【資料2】

秋田市子ども・子育て未来プラン第1部新旧対照表

第4次プラン（新）	第3次プラン（旧）
<p>はじめに 目次（略）</p> <p>第1部 総論編 第1章 計画の概要 1 計画策定の趣旨 我が国では、<u>少子化の進行、人口減少が深刻さを増しており、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、こどもや子育て家庭を取り巻く環境が変化している中において、全</u></p>	<p>はじめに 近年、少子化や核家族化が進むとともに、地域での人と人とのつながりの希薄化、共働き世帯の増加などにより、子育てを取り巻く環境が大きく変化しており、国や地方を挙げて子どもや子育てを支援する取組が求められています。 本市では、平成27（2015）年3月に策定した「第2次秋田市子ども・子育て未来プラン（秋田市子ども・子育て支援事業計画）」に基づき、計画的な教育・保育施設等の整備を進め、年度当初における待機児童ゼロを継続して達成するとともに、国に先駆けて市独自の保育料無償化の実施、秋田市版ネウボラや子ども家庭総合支援拠点の開設による相談体制の強化など、子ども・子育て支援に関する各施策を推進してまいりました。 しかしながら、子育てに関する不安や負担を感じる家庭が多いなどの課題があり、依然として少子化に歯止めがかからない状況の中、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを一層進めていくため、このたび第2次プランの基本理念「支え合うすこやか子育て 夢ある秋田 ～みんなで育むかがやく笑顔～」を継承し、「第3次秋田市子ども・子育て未来プラン（第2期秋田市子ども・子育て支援事業計画）」を策定いたしました。 子ども・子育て支援に関する施策を積極的に推進していくとともに、本プランに掲げる基本理念が地域や企業、市民の皆様と共有され、社会全体で子どもを育み、子育てを支援する考え方がより一層広まり、多様な主体による様々な子ども・子育て支援の取組が展開されていくことを期待いたします。 結びに、本プランの策定にあたり、貴重なご意見を賜りました秋田市社会福祉審議会児童専門分科会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。 令和2年3月 秋田市長 穂積 志</p> <p>目次（略）</p> <p>第1部 総論編 第1章 計画の概要 1 計画策定の趣旨 我が国では、<u>依然少子化の状況下において、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化してきている中にお</u></p>

てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き自立した個人としてひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で健やかに成長できる社会の実現が求められています。

本市では、平成22（2010）年3月に策定した「秋田市子ども・子育て未来プラン（秋田市次世代育成支援行動計画後期計画）」に基づき次世代育成支援対策に取り組み、平成27（2015）年3月の「第2次秋田市子ども・子育て未来プラン（秋田市子ども・子育て支援事業計画）」、令和2（2020）年3月の「第3次秋田市子ども・子育て未来プラン（第2期秋田市子ども・子育て支援事業計画）」（以下「第3次プラン」という。）のもと、平成23（2011）年度から14年連続となる年度当初の待機児童ゼロを達成、こどもの医療費助成の対象を段階的に拡大するなど、こども・子育て支援に取り組んできました。

未来を担うすべてのこどもたちが健やかに成長できる社会の実現には、安心してこどもを生み育てやすい環境づくりに、引き続き取り組んでいく必要があります。こうしたことから、本市では、「第4次秋田市子ども・子育て未来プラン（第3期秋田市子ども・子育て支援事業計画）」（以下「第4次プラン」という。）を策定し、こども・子育て支援策のさらなる充実に向けた取組を推進していきます。

## 2 計画の位置付け

(1) 「子ども・子育て支援法」および「次世代育成支援対策推進法」との関係

第4次プランは、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定するものであります。また、第3次プランに引き続き、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画としても位置付け、一体的に策定するものとします。

(2) 「秋田市子ども条例」との関係

第4次プランは、「秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例（以下、「秋田市子ども条例」という。）」第15条に規定する推進計画としても位置付けます。

(3) 「こども計画」との関係

本市では、こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画の策定を予定しており、第4次プランはその一部としても位置付けます。

(4) 市の関連計画との関係

第4次プランは、「秋田市総合計画」のもと、「秋田市地域福祉計画」と共通する理念を示しながら、関連諸計画とも整合性を

いて、一人ひとりのこどもが健やかに成長できる社会の実現が求められています。

本市では、平成22（2010）年3月に策定した「秋田市子ども・子育て未来プラン（秋田市次世代育成支援行動計画後期計画）」（以下、「第1次プラン」という。）に基づき次世代育成支援対策に取り組み、さらに平成27（2015）年3月に策定した「第2次秋田市子ども・子育て未来プラン（秋田市子ども・子育て支援事業計画）」（以下、「第2次プラン」という。）のもと、平成23（2011）年度から9年連続となる年度当初の待機児童ゼロを達成する中、国の無償化に先駆けた第2子および第1子の保育料無償化の実施、妊娠期からの相談支援を行う秋田市版ネウボラの設置など、子ども・子育て支援に取り組んできました。

未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現には、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりに、引き続き取り組んでいく必要があります。こうしたことから、本市では、「第3次秋田市子ども・子育て未来プラン（第2期秋田市子ども・子育て支援事業計画）」（以下、「第3次プラン」という。）を策定し、子ども・子育て支援策のさらなる充実に向けた取組を推進していきます。

## 2 計画の位置づけ

(1) 「子ども・子育て支援法」および「次世代育成支援対策推進法」との関係

第3次プランは、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定するものであります。また、第2次プランに引き続き、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画としても位置づけ、一体的に策定するものとします。

(2) 「秋田市子ども条例」との関係

第3次プランは、「秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例（以下、「秋田市子ども条例」という。）」第15条に規定する推進計画としても位置づけます。

(3) 市の関連計画との関係

第3次プランは、「秋田市総合計画」のもと、「秋田市地域福祉計画」と共通する理念を示しながら、関連諸計画とも整合性を

図っていきます。

(5) 「秋田市子どもの未来応援計画」との関係

本市では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」および「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、令和4(2022)年3月に「第2期秋田市子どもの未来応援計画～子どもの貧困対策～」を策定し、こどもの貧困対策への取組を推進しており、第4次プランは、同計画との整合性を図るものとします。

イメージ図 (略)

3 計画の目的

こどもの健やかな成長とこどもを生み育てやすい環境づくりに一層取り組むことを目的とします。

4 計画の期間

令和7(2025)年4月1日から令和12(2030)年3月31日までの5年間とします。

5 計画の対象

「こども」「子育て家庭」「結婚を希望する若い世代」を主な対象とします。

6 第3次秋田市子ども・子育て未来プランの評価

第3次プランでは、「支え合う すこやか子育て 夢ある秋田～みんなで育むかがやく笑顔～」を基本理念とし、施策分野ごとに掲げた7つの基本目標に沿って、19の基本施策、155の取組・事業を展開してきました。

「秋田市社会福祉審議会児童専門分科会(秋田市子ども・子育て会議)」で行った基本施策の評価では、19施策中、4施策がA評価、残りの15施策がB評価となり、おおむね良好な成果を上げているものとされています。

各基本施策の評価結果は、次のとおりです。

(1) 評価基準

表 (略)

(2) 基本施策の評価

表 (略)

図っていきます。

(4) 「秋田市子どもの未来応援計画」との関係

本市では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」および「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、平成29(2017)年3月に「秋田市子どもの未来応援計画～子どもの貧困対策～」を策定し、子どもの貧困対策への取組を推進しており、第3次プランは、同計画との整合性を図るものとします。

イメージ図 (略)

3 計画の目的

子どもの健やかな成長と子どもを生み育てやすい環境づくりに一層取り組むことを目的とします。

4 計画の期間

令和2(2020)年4月1日から令和7(2025)年3月31日までの5年間とします。

5 計画の対象

「子ども」「子育て家庭」「結婚や子育てを希望する若い世代」を主な対象とします。

6 第2次秋田市子ども・子育て未来プランの評価

第2次プランでは、「支え合う すこやか子育て 夢ある秋田～みんなで育むかがやく笑顔～」を基本理念とし、施策分野ごとに掲げた6つの基本目標に沿って、19の基本施策、160の取組・事業を展開してきました。

「秋田市社会福祉審議会児童専門分科会(秋田市子ども・子育て会議)」で行った基本施策の評価では、19施策中、A評価が15施策と全体の約8割で、残りの4施策がB評価となり、全体としては一定の成果を上げているものとされています。

各基本施策の評価結果は、次のとおりです。

(1) 評価基準

表 (略)

(2) 基本施策の評価

表 (略)